

## 最優秀答案

回答者 Y.Y 59点

### 第1 設問1

1 C・Dは、本件強制競売の不許を求めて訴えを提起しているところ（民事執行法35条1項前段）、C・Dの本件強制競売の不許の請求は認められるか。

2(1) ここで、Eは、平成20年12月8日に、Aに対し2,500万円を貸しており（民法（以下、省略）587条）、Aに対する執行証書による債務名義に基づき、平成29年2月に本件強制競売の申立てをし、同年10月、差押登記がなされている。そのため、Eによる本件強制競売は正当なものとも思える。

しかし、AはC・Dに対し、平成2年12月に本件死因贈与（554条）を行っており、平成28年5月にAが死亡しているところ、甲土地の所有権はC・Dが取得している。そして、同年8月3日にC・DはAの相続人（887条1項）として、限定承認（922条）をしたが、死因贈与契約は、A死亡前に締結されているため、相続財産には入らず、「相続によって得た財産」（922条）に甲土地は含まれない。したがって、C・Dは甲土地を相続しておらず、死因贈与契約によって所有権を取得しているのであるから、Aに対する債務名義で甲土地の本件強制競売は認められない。

以上のように、C・Dは主張する。

(2) もっとも、これに対しEは、C・Dへの甲土地の死因贈与は、Eに対するAの貸金債務の弁済の後でなければ行われたい、と反論する。

この点、死因贈与は性質に反しない限り受遺者の規定が準用される（554条）、限定承認をした場合は、受遺者に対する弁済は、相続債権者に対する弁済の後でなければ、することができないとされ（931条）、死因贈与の場合も931条が準用されるといえる。

本件では、C・DはAのEに対する2,500万円の代金支払債務を相続するところ、限定承認により、Eへの弁済が先に行われなければならないから、Eの反論が認められる。

3 よって、C・Dの上記請求は認められない。

## 第2 設問2

1 CのDに対する本件遺言が無効であるとの請求は認められるか。

2(1) まず、平成28年11月16日付の本件遺言は、乙土地をDに遺贈(964条)するとの内容であるところ、平成30年4月にBが死亡しており、本件遺言の効力は発生している(985条1項)。

しかし、Cは、平成10年5月3日に、Cが在職中はCがBに対して毎月5万円以上と年2回の定期賞与金の半額を贈与することを履行した場合に、乙土地を贈与するという、負担付死因贈与契約(553条、554条)をBとの間で締結しており、Bは当該負担を履行したところ、当該契約によって乙土地の所有はCに移転している。

以上から、Cは、負担付贈与契約によって乙土地はCが所有するところ、これに反する本件遺言は無効であると主張する。

(2) これに対し、Dは、本件遺言はCの負担付贈与契約締結後になされたものであり、本件遺言の効力が優先する、と反論する。

(3) しかし、Cは、死因贈与契約により移転した財産は、相続財産に含まれないとして、相続財産に含まれないものを遺贈はできない(996条)。

3 よって、Cの請求は認められる。

以上